法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十二号

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）第三条第三項の規定に基づき、個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を次のように定める。この告示は、令和七年十月一日から施行し、当分の間、その効力を有する。

令和七年九月二十五日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）第三条第三項の規定に基づき個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法は、次の表の上欄に掲げる法令の規定の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる場合及び同表の下欄に掲げる方法とする。

個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号	個人情報の保護に関する法律施行規則第七条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則第七条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則別記様式第一による報告書を提出する方法又は関係省庁申合せ別添様式２を提出する方法
個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第二号	個人情報の保護に関する法律施行規則第四十四条第三項	個人情報の保護に関する法律施行規則第四十三条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則第四十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式２を提出する方法
個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第三号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式２を提出する方法

○個人情報保護委員会告示第十三号

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十五日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次 ［略］ 【凡例】 ［略］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和７年10月１日）時点の条番号を示すものとする。 １～３　［略］ ４　適用の範囲 ４－１　法第５章の規律対象となる主体 ［略］	目次 ［同左］ 【凡例】 ［同左］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和７年６月１日）時点の条番号を示すものとする。 １～３　［同左］ ４　適用の範囲 ４－１　法第５章の規律対象となる主体 ［同左］